

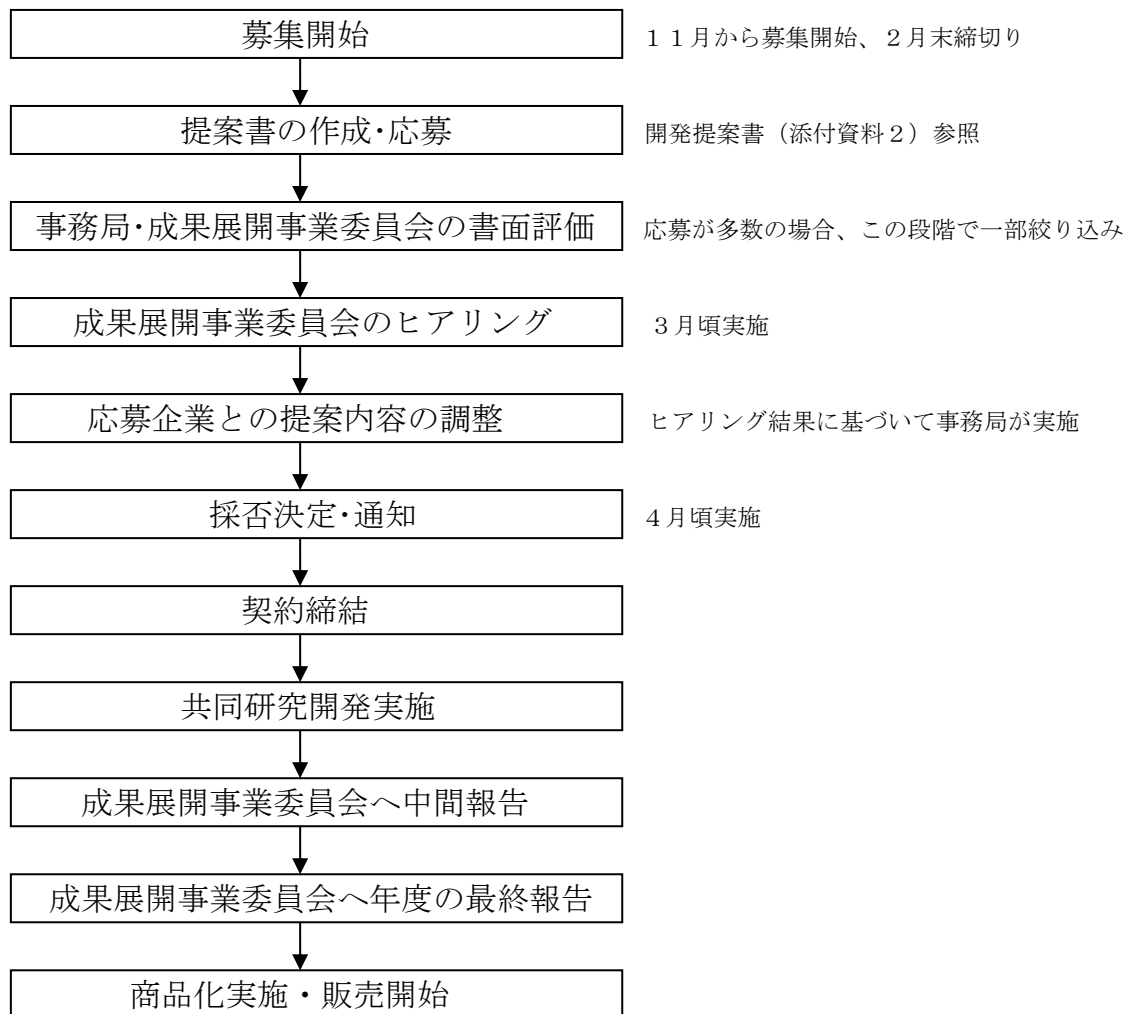
(添付資料1)

平成30年度  
成果展開事業開発提案募集の御案内

平成29年11月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

## (1) 募集開始から開発終了までの流れ



## (2) 実用化共同研究開発テーマ募集概要

原子力機構の保有する特許（出願中のものを含む。）や研究開発報告書又はこれに準じた形式で公表されている原子力機構が処分等の権利を有する成果（以下「原子力機構が保有する知的財産」という。）を利用し新製品（サービスを含む。以下「製品」という。）を開発する実用化共同研究開発を募集します。東日本大震災に対応して復興に役立つ製品の開発とそれ以外の一般対応の製品開発を区分して募集します。概要は以下のとおりです。

### ① 応募資格

国内企業で原則として中小企業の方といたします（2部上場企業までは可とします。）。また、経営の安定した企業で資力及び信用を有し、かつ、実用化開発をするための技術開発能力と意欲があることが必要です。

## ② 応募方法

応募に当たっては、提案企業に開発責任者を選任していただきます。開発責任者は、実用化共同研究開発の実施期間を通じ、代表して開発に責任を持っていただきます。なお、大学等の第三者研究機関が共に開発に参加する実施形式の提案も可能です。(平成29年3月改訂)

## ③ 開発テーマ

原子力機構が保有する知的財産を利用したものであれば、特に制限はありません。

原子力機構の特許、研究成果技術情報及び製品開発の成果事例を原子力機構ホームページ/産学連携/成果利用からご覧いただけます。

<<http://tenkai.jaea.go.jp/achievement/index.html>>

## ④ 原子力機構支出金

原子力機構の1件当たりの支出額は、毎年度、原則として500万円以下で、かつ、総開発費の50%以下といたします。ただし、2年目以降で、成果展開事業委員会が必要性を認めた場合は、毎年度1000万円以下で、かつ、総開発費の50%以下といたします。(平成29年3月改訂)

## ⑤ 実施期間

原則として1年間(平成30年度は平成31年3月末まで)といたします。

なお、外部の有識者からなる成果展開事業委員会が認めた場合は、4年を限度として次年度への延長が可能です。(平成29年3月改訂)

## ⑥ テーマ選定

選定は成果展開事業委員会を開催し、その審議及び有識者の意見聴取等により行います。

## ⑦ 採択予定件数

別途選定する平成29年度の実施テーマの延長分を含め、平成30年度は一般対応テーマ及び震災対応テーマを合わせて5件程度を採用予定です。

## ⑧ 募集期間

平成29年11月21日(火)～平成30年2月28日(水)

## ⑨ 実用化共同研究開発終了時の開発レベル

共同研究開発終了時点で実用化の目途がつき、販売可能な水準にまで達することを目標とします。

## (3) 提案書作成及び応募の要領

- ① 添付資料2の提案書書式に従って提案書を作成してください。
- ② 提案書は、A4用紙で作成願います。
- ③ 提出部数は1部です。
- ④ 企業の概要が分かるパンフレット等を添付願います。
- ⑤ 過去3期分の決算報告書を添付願います。

応募書類は、返却いたしませんので御了承ください。なお、提出していただいた書類は本事業以外には使用いたしません。

⑥ 書類送付先

〒319-1195

茨城県那珂郡東海村大字白方 2-4

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

研究連携成果展開部 知的財産管理・利用促進課

(4) 実用化共同研究開発の契約内容

原子力機構は、実用化共同研究開発を実施するに当たり、実施企業及び必要に応じ研究開発を分担する大学等と以下の事項を定めた実用化共同研究開発契約を締結いたします。

- ① 開発実施計画（目的、開発項目、実施場所、実施期間及び実施体制を含む。）
- ② 開発費の支出限度額
- ③ 知的財産の取扱い
- ④ 開発費の支払方法
- ⑤ 実施状況の報告
- ⑥ 開発費の収支に係る帳票の整備及び報告
- ⑦ 開発費で取得した物品等の取扱い
- ⑧ 成果報告書の作成
- ⑨ その他必要な事項

また、別に本開発の成果を商品として製造・販売することについて利用する原子力機構が保有する知的財産に関する実施許諾契約を締結いたします。

(5) 実用化共同研究開発の実施概要

- ① 原子力機構が支出する開発費は、設備の運転維持費、不足する設備・機器の購入費、材料費、消耗品費、加工費等の実用化共同研究開発の実施に必要と認められるものが対象となります。
- ② 上記の開発費のうち、原子力機構から企業への支払は、原則として共同研究終了後に金額を確定して行います。また、金額の確定は、全ての開発費の支出について、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類を確認の上行います。
- ③ 実施に当たっては、必要に応じて、使用する原子力機構の知的財産についての技術アドバイスや情報を提供いたします。また、原子力機構の設備の使用を希望する場合は、別途検討の上、原子力機構の規程に基づいて便宜を図ります。

(6) 実用化共同研究開発成果の取扱い

- ① 実用化共同研究開発の成果については、成果展開事業委員会で評価を行います。
- ② 本開発の成果が商品として製造・販売され、売上げが生じた場合は、販売価格に原子力機構の保有する知的財産の技術的寄与を考慮した実施料率を乗じた金額を、実施料として原子力機構にお支払いいただきます。
- ③ 開発費を分担して実施した本開発により、新たに生じた知的財産は原子力機構と実施した企業及び大学等との共有といたします。